

第百十二回 参議院 地方行政委員会 會議録 第二号

(三〇)

昭和六十三年二月二十日(土曜日)
午前十一時二十分開会

委員の異動

一月二十五日

選任

坪井 一字君

二月二日

辞任

補欠選任
吉川 博君

二月二十日

辞任

補欠選任
松浦 孝治君

出席者は左のとおり。

委員長

谷川 寛三君

理事

出口 廣光君

委員

松浦 功君

佐藤 三吾君

坂山 映子君

加藤 武徳君

海江田 鶴造君

金丸 三郎君

久世 公堯君

佐藤 謙一郎君

坂野 重信君

沢田 一精君

田辺 哲夫君

増岡 康治君

松浦 孝治君

糸久 八重子君

山口 哲夫君

片上 公人君

神谷 信之助君

国務大臣

自治大臣 秋山 肇君

政府委員

警察庁警備局長 城内 康光君

自治大臣官房長 持永 堯民君

自治大臣官房総務審議官 小林 実君

自治大臣官房審議官 湯浅 利夫君

自治大臣官房審議官 前川 尚美君

兼内閣審議官 木村 仁君

自治省行政局長 津田 正君

自治省財務局長 渡辺 功君

自治省税務局長 竹村 晟君

常任委員会専門員

事務局長

本日、の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査(派遣委員の報告)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(谷川寛三君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方行政の改革に関する調査を議題といたします。

先般、本委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員から報告を聴取いたします。佐藤三吾君。

○佐藤三吾君 委員の派遣について御報告いたします。派遣委員の谷川委員長、松浦理事、片上委員及び私の四名は、去る一月十八日、十九日の二日間、

沖縄県を訪問し、県市町村における財政状況、行政改革の推進状況及び地域振興対策等の実情を調査いたしました。

第一日は、県当局、市長会及び町村会から当面の行政問題についてそれぞれ概況説明等を聴取しました。その後、那覇市の小禄金城地区土地区画整理事業並びに南風原町琉球絆会館の伝統工芸品・産業工芸品育成事業を視察いたしました。翌日は、読谷村の焼き物を中心とする伝統工芸品による町づくり、本部町の国営沖縄記念公園、宜野湾市の沖繩コンベンションセンターの現場、那覇市の自由貿易地域建設予定地などを順次視察いたしましたわけでありました。

沖縄県は、既に復帰以来十五年を経過しております。この間、沖縄振興開発特別措置法に基づいて、本土との格差の是正と自立的発展の基礎条件整備を基本目標とする第一次、第二次の振興開発計画が高率の補助を得て進められてまいりました。これによって、空港、道路、港湾等の社会資本が着実に整備されております。しかしながら、全国一の高失業率と最低の県民所得など多くの課題を抱えた県の実情を見ると、沖縄振興開発計画の基本目標の達成が難しい状況にあるのも事実であります。本年度から第二次振興開発計画の後期に入り、一層の振興開発促進策が必要との印象を深くした次第であります。

以下、調査結果の概要を申し上げます。まず、地域振興の状況について見てまいります。農業は、サトウキビを中心に多くの作物が生産されておりましたが、生産基盤整備、流通条件の改善、特殊病害虫の根絶、防除等に努め、生産性の高い亜熱帯農業を目指しておりますが、パイナップル産業が急激な円高の影響により大きな打撃を受けており、地元から、輸入自由化反対及び生産振興対策について要望がございました。

製造業では、肉製品、砂糖、ビール、泡盛等の食品関連を初め、飼料、セメント、鉄鋼、石油精製等がございまして、糸満工業団地における企業の立地促進及び中城湾工業団地の造成、既存企業の移転再配置促進と企業誘致、先端技術の開発導入などの工業の振興を積極的に進めておるわけでありまして、そのほか、県には、琉球かすり、久米島つむぎ等の織物を初め、紅型、陶器、琉球漆器等の多種多様なすぐれた伝統工芸がございまして、近年、手づくりのよさが見直されてきたことと伝統工芸品に対する社会的関心が高まっていることなどから、県の重要な地場産業として育成されております。

観光については、沖縄国際海洋博覧会開催を契機に発展を続けまして、昭和六十一年には二百三万人の観光客が来県し、約二千二百七十六億円の観光収入をもたらしました。沖縄県は、我が国唯一の亜熱帯海洋性気候と景観を生かしたリゾート開発の展開が見込まれております。現在は、昨年六月に制定された総合保養地整備法に基づき基本構想を策定中とございまして、ますます大きな伸びが期待されておるのであります。

卸小売業、サービス業等の第三次産業については、県経済が消費型構造になっていることから、純生産に占める割合は七六%と極めて高い状況にありますが、そのほとんどは中小零細企業で、経営基盤が脆弱であります。そのため、中小企業の組織化、近代化等の努力がなされているところであります。

また、県にとつて最も大きな政策課題である雇用問題については、県人口が二十四年間に約二十二万人増加したこと、県内産業の雇用吸収力が弱いことなどから、失業率が全国平均の約二倍という厳しい状況にあり、産業の振興など雇用拡大の努力がなされております。

次に、最近では學術、文化、経済等の国際交流が盛んになり、沖繩コンベンションセンターの整備を初めとして、国際的都市形成の促進が図られております。特に、沖繩は日本の南の玄関として、東南アジア、太平洋地域の貿易基地として重要視され、昨年十二月に我が国唯一の自由貿易地域の指定を受けたのであります。来年度中の操業開始に向け、物流中継加工基地として整備が進められております。

次に、公共施設等の整備状況についてでございますが、特に道路につきましては、舗装率、改良率はともに全国水準に達しておりますが、道路延長、道路面積の割合は依然として格差が大きく、鉄道のない唯一の県として、道路網の整備は重要であります。現在、那覇空港自動車道建設、新交通システムの導入などが検討されております。続きまして、県の財政状況につきまして御報告したいと思います。

昭和六十一年度普通会計決算の規模は、歳入が三千八百三億円、歳出が三千七百七十億円で、それぞれ五%の伸び率であります。実収支比率は一%で類似県より若干高目でありましたが、経常収支比率は八九・三%で高率を示しております。特に後者は早急に改善を要するものと思われまます。さらに、公債費比率は九・八%、財政力指数は〇・二七%となっております。歳入では、県税等の自主財源の割合は二三・九%と低く、逆に依存財源の割合は七六・一%と、国への依存が極めて高い財政構造となっております。歳出では、人件費等の義務的経費の割合が四九・三%で年々高くなっている反面、投資的経費の割合は三四・四%と減少傾向にございます。

続いて、行政改革について御報告しますと、六十一年度の県の実施状況を見ますと、事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、定員管理の適正化、事務事業の民間委託等を行っております。特に、県単補助金の見直しで二億二千万円の節減、使用料及び手数料の見直しで三億三千万円の増収、遊休土地の売却等で二十億三千万円の収入増

を図っております。

以上で沖繩県における調査報告を終了いたしますが、今回の調査に際し、西銘知事を初め県当局、関係市町村等の皆様が終始私どもに御協力くださったことに對して、深く感謝の意を表します。また、県から提出されました要望書につきましては、これを会議録の末尾に掲載させていただきます。たいと存じますので、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

終わります。

○委員長(谷川寛三君) 以上で派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、ただいまの報告の中で要請のございました重要事項等につきましては、本日の会議録の末尾に掲載することといたします。

速記をとめてください。

(午前十一時三十四分速記中止)
(午前十一時四十九分速記開始)

○委員長(谷川寛三君) 速記を起こして。

○委員長(長谷川寛三君) 地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。梶山自治大臣。

○国務大臣(梶山静六君) ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。今回の補正予算により、昭和六十二年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰り入れが増額されることとなっております。地方財政の状況にかんがみ、本年度においては、既に交付することとした追加公共事業等の実施のための一般財源所要額三千五百億円に加えて、普通交付税の調整額の復活に要する額百九十三億円、財源対策債の縮減に伴う普通交付税の増額に要する額百九十三億円、合わせて三千二百十六億円を地方公共団体に交付するほか、同特別会計における借入金二千三百四億円減額するこ

といたしたいのであります。

また、昭和六十六年度分から昭和六十八年度分までの地方交付税の総額につきましては、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ千三百三十億円を、昭和六十八年度にあつては千三百三十五億円を加算した額といたしたいのであります。

次に、財源対策債の縮減に伴い必要となる財源を措置するため、昭和六十二年度分の普通交付税の額の算定に用いる単位費用の一部を改定することといたしたいのであります。

以上が地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(長谷川寛三君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山口哲夫君 県会議員の経験者が総理大臣になり、同時に自治大臣に就任されるというのは恐らく初めてのことだと思ひます。それだけに、この機会にぜひ地方自治の大きな発展のためのいろいろな政策を実現していただくように、私も心から期待いたしておきます。恐らく地方自治の発展を願っている多くの関係者も同じような考え方に立っていると思ひますので、どうかひとつ、今後よろしく願ひしたいと思います。

そこで、大臣に質問するのは初めてでございますが、地方自治に関する基本的な考え方について幾つかお尋ねしてみたいと思ひます。

地方自治というのは民主主義の学校である、よくこういうふうに行われておまして、地方自治の発展が正しく行われることによって日本の民主主義の確立が図られるだろうというふうに私は考えております。

そこで、地方自治制度で最も大切なことは何かといふは、地方自治体の独立性というものを大切にすることではないだろうか、そんなふうと思つ

ております。したがひまして、政府としては自治体に対する干渉というものは極力排除していく必要があるのではないか、私はそんなふうに通つてゐるわけでございます。

ところが、残念なことに、前の中曽根総理は全く違つた考え方を持っていたやうでございます。私は昭和六十一年の十一月十日、参議院の予算委員会、国と地方自治体との基本的な考え方についてお尋ねをいたしました。当時の中曽根総理大臣はこんなふうにお答えをしております。「自治省は監督する権限を持っております。」「自治省は監督する権限に基づいて、その地方行政大綱及び各自治体がおのの自主的におやりになつておる行革を推進するようにいろいろ指導助言してやるのではないかと申します。」

実は私はこの答弁を聞いて啞然としたわけでありました。昭和二十七年に地方自治法の大改正があつて、国の監督権というものを一切なくしたわけですが、国が監督権を持てないからといって大改正したことを、当時の総理は御存じなかつたやうです。ですから、私は、大変失礼だつたけれども、内務省の考え方をいまだに御持ちなんではないですかと言つたことがあるんですけれども、若くして県会議長さんをやられた梶山自治大臣でございますので、よもやそんな監督権を持てているなんというお考えは持つていらつしやらないと思ひます。すけれども、まず地方自治に対する基本的な理念と、そして二番目には、国と地方自治体との関係についてお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(梶山静六君) まず冒頭に、激励を兼ねて力強い御声援をもちやうだいたいしまして、大変面映ひの思ひがたはありますが、皆さん方と力を合せて地方自治進展のために懸命な努力を払つてまいりたいと思ひます。

新しい地方自治制度の発足を見てから既に四十年を経過いたしました、関係者の御尽力及び国民の理解と協力により、我が国の地方自治はおおむ

ね定着しつつあるというふうに考えております。
しかし、社会経済情勢の変化に対応して地域の活性化と住民福祉の増進を図るためには、地域の特性を生かした個性豊かな地域づくりが必要となっており、地方公共団体の果たすべき役割はますます重要であるというふうに認識いたしております。

しかしながら、依然として巨額の借入金残高を抱えるなど、地方自治行政をめぐる環境は極めて厳しいものがありますが、地方自治行政は民主政治の根幹であることは御説のとおりであります。また、内政の基盤をなすものという認識をしておりますので、地方自治行政の進展のために一層の努力を払ってまいりたいと思っております。

なお、国と地方自治体との関係についてでございますけれども、現在の地方自治制度のもとにおいては、国は地方公共団体に対し、戦前の制度のように、強い後見監督権を有するものではないというふうに考えております。しかし、国と地方公共団体は、国民福祉の向上という共通の目標に向かつて、それぞれが機能と責任を分かち合いつつ相協力をする関係にあることから、地方自治の本旨にのっとりつつ、国に対しては、助言、勧告権や財務監視の権限などが与えられているところであります。

○山口哲夫君 昨年の十二月二十四日、夕方の四時ころだったと思えますけれども、大臣のところに私も社会党の北海道選出議員会でいろいろ要請に参りました。そのとき大臣がこんなお話をされました。私は大変感銘をいたしました。それは、政府は能率的、効率的で安上がり行政をしてきたが、そのため地方自治体は全国画一化してしまつた、また、補助金などによって自主的なものができなくなつた、こんなお話をされました。今まで自治大臣の口からそういう話は聞いたことがないものですから、我々の考えていることと全く同じことを就任早々の大臣がおっしゃつたことに、やつぱりさすがに県会議長さんをやられたお方だなと思つて私は非常に喜んでいたのであります。

す。

ところが、大臣がおっしゃるように、全国画一化してしまつた、私もそのとおりだと思うんですが、残念ながら、今の政府の地方自治体に対する態度というのは画一化を図るためにいろいろな仕事をやってきていると思うわけです。

行政改革なんかはその最たるものでございますけれども、六十年の一月二十二日に自治省は行革大綱を出しました。これは臨調の答申を受けて出したわけですが、その中を見ますと、地方自治体の組織、機構にまで踏み込んでいます。例えば、都道府県や市は規則を見直しなさい、あるいは中小規模の市や町村に至っては部の見直しをやりなさい。たしか自治省の指導では、五万人以下の町村で部なんかつくる必要はないんだ、こういう指導をしていたはずであります。しかし、部をつくるかつからないか、そういった機構を決めるのは政府じゃないと思うんですね。当然これは県議会であり、市町村議会が決定する権能を持っていると思うんです。

それから定数の問題でもそうです。私は自治省というのは随分お暇なところだと思つてすけれども、高等数学を使つて一々定数のモデルまでつくりまして、おまえの市は財政部門が何人多いとか、経済部門が何人多いとか、教育部門が何人多いとか、一々小さな自治体までそれを適用して指導するようなやり方をやっているわけです。しかし、観光行政に力を入れたいという町村長さんがおれば、当然経済部門に職員を多く配置するでしょう。うちは教育に重点を置くんではないか、教育委員会の職員がふえるのは当然であります。そんなことは自治省に言われることでなくして、それぞれの自治体が決定する権能を持っていると私は思うわけです。職員の賃金についても同じです。

そのように、地方自治体の権能や、特に議会の権能というものを何か左右するような今の政府のこういう指導というものは、さつき大臣がおっしゃつた、決して監督権があるものではない、お互いに協力し合つてやっていかなければいけない、こういう立場からいけば、私はやはり行き過ぎでないかなというふうに思うわけでありまして、けれども、所見をお伺いしておきたいと思つております。

○国務大臣(梶山静六君) 私が就任早々、今でも就任早々でございますが、北海道の議員団の皆さん方と御懇談申し上げた際のお話を引用してのことでございます。

私が申し上げたのは、戦後四十年、戦前社会はいざ知らず、民主的な地方自治制度が確立したわけでありまして、しかし、日本は、残念ながら国も地方も、経済的にもあるいは社会的にも大変おくれおつたわけでありまして、ですから、私たちの先賢である地方自治に携わる者、あるいは中央政治に携わる者が、懸命な努力を払いながら効率化、効率化を図ってきたことは現実であります。その結果として、大変世界に誇り得るような、ある意味で安上りの中央政府や地方自治ができ上がったというふうに私は理解をいたしております。そのこと自体は私はすばらしい先輩の努力であらうかと思つております。

ただ、懸命な努力を払つてようやくこの時点まで参つたわけでございますが、振り返つてみて、そうなりますとやはり画一性が進んで、どちらかというと特性の生かされない地方自治体ができ上がつてしまつたのではないかなという反省をする余裕が出てきた、という言い方がいかどうかはわかりませんが、そういう時点に今差し加つたわけでありまして。

ですから、私はあのときも申し上げたわけでありまして、これからは、画一とか能率とかという問題ももちろん大切でございますけれども、それを超えた、もう一つ手づくりの、それぞれの特性のある地方自治の完成というか、そういうものに目標を置いてやる時期が来たのではないかなというふうに今でも思つております。

ですから、地方行革について、自治体の権限を左右するといふ大変大きなことだと思います。そういう指導はなされていけないというふうに私は理解

いたしておりますが、もちろん大きな意味でのバランスを失するようなことがあつてはいけないという意味もひつくるめまして自治省の指導がなされているというふうに私は理解いたしております。

それから、自治省の立場は、もちろん自治省という名の中央官庁であらうかもしれませんが、やはりスタンスは、地方自治体を後ろに背負い、その人たちの意見を集約して、そしていわば中央政治に向かつて物を申す、これからもうこういう姿勢をとつていかなければならないという基本的な気持ちを持つております。

ですから、お答えいたしますが、地方行革を推進するためには、まず国において、地方行革を阻害し地方行政の膨張をもたらしている制度、施策等の思い切つた見直しが行われることが必要であります。地方公共団体としても、最近の地方行政をめぐる極めて厳しい環境の中にあつて、総力を挙げて行政改革を進めることが肝要であると思つております。もちろん自主的にであります。このため、地方公共団体における行政改革の指針として、自治省は昭和六十一年一月に地方行革大綱を策定して、地方公共団体に対し、自主的、総合的な行政改革を推進するように要請したわけでありまして。

各地方公共団体における具体的な行政改革については、すべて当該地方公共団体において知恵と工夫を凝らして自主的に決定し実行されているというふうに私は認識いたしておりますし、地方自治体に対して介入というような立場にはないと私は思ひます。ある意味で車の両輪、お互いに切磋琢磨し合いながらやっているのが現実だという理解をいたしております。

○山口哲夫君 元自治大学の校長をなさつた鹿兒島重治さんとおっしゃる方が、現代行政法全集十四巻「地方自治法」の中で大変いいことをおっしゃつております。「行政指導」という見出しのところですが、けれども、ちよつと読んでみますと、

地方公共団体に対しては各省庁から無数の通知、通達が発達されている。これらのうちには、単に法令の解釈を示すものや国の一般的な方針を伝達するに過ぎないものもあるが、実質的に地方公共団体に対して拘束的な指示を行っているものも少なくない。

過剰な行政指導が行われている原因には二つのものがある。一つは国の各省庁が地方公共団体を十分信頼せず、地方自治行政に国の意向を強く反映させようとするからであり、地方公共団体の自主性、ひいては地方自治に対する配慮が乏しいことである。

自治大学の元校長先生がこうおっしゃっているわけですね。ところが、残念ながら、今の政府がやっていることはこの鹿兒島先生がおっしゃっているのと逆の方法だろうと私は思うんです。

今、大臣は大変いいことをおっしゃったんですけれども、そろそろ反省する時期だろうと、今まで確かに画一性というものについて余り目を向けていなかったけれども、どうもそろそろ反省していかなければならない時期に来ているように思う、こんなような趣旨のことを今おっしゃったと思うんですが、私に言わせれば、ちよつとその反省が遅きに失したと思うんです。大臣は御就任早々ですから別に大臣を責めるわけじゃないんですけれども、自治省自体が、そういう画一化をしては地方自治の本旨というものを損なうんだというところをもっと早くにお気づきになつてしかるべきでないかなと思うんです。

少なくとも、地方自治というのは分権と民主主義によつて運営されるものでないかと思うんです。だから、外部から干渉したり政治的な関与をするということは決して好ましいことではない。しかし、残念ながら、今までの例を見ておきますと、干渉、政治的な関与、これが非常に乱用されておつて、もう日常化しているのではないかと思うんです。経済的な効果を重視することはいいんですけれども、それが強過ぎる余りに、一番大切な、民主主義の学校であると言われる地方自治の政治

原理というものを失つてはいはしないだろうか、私はそんなふうに思えてならないわけでありませう。

せっかく、もうそろそろ反省しなければならぬ時期であろうというふうな大臣もお考えのようでありませうから、どうかひとつこれを契機に、地方行政を自治体に押しつけるような通達や内閣というものを今後出さないように、これは自治省だけじゃありません、各省庁にも関係してまいりますので、ぜひ大臣のお力で、今後こういうことのないように、行き過ぎのないようにやつていただきたいと思ひますし、自治体に対して制裁措置だけは絶対にとらないということをお約束していただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(梶山靜六君) ただいま山口委員から御指摘のあつた点でございませうけれども、考えてみますと、近代国家ができて明治以来百年、確かに官治行政であつたわけでございませうから、それぞれ地方自治体という極めて小さい自治の範囲しかあつたわけでございまして、いわば中央から与えられる行政しかなかつたわけでございませう。そういう長い習慣が続いたことでございませうから、率直に言ひまして、昭和二十年以降今日まで、どちらかというよりは中央依存度が高かつたという体質もこれは否めない事実であります。

ですから、ちよつと手を放せば昔の村長さんとか町長さんが、変な言い方かもしれませんが、なかなか恣意的な村政や町政を行った現実も、私も見聞をいたしております。そういうことがありますから、どうしてもやはり平準化あるいは均質化、あるいは経済性、こういうものに向かつて大きな目を向けざるを得なかつたという今日までの時代背景があるかと思ひます。

しかし、今ようやく我々は、どうか地方自治団体は、一人前、成人者になつて、堂々と自分の判断能力で物を行つても間違いがないという時代を迎えつつあるわけでありませうから、そういうことについてはこれから大きく転換をしていかな

きやならないし、まずもつて地方自治体自身が、住民も、あるいは議員も首長も、そういう観点に立つてこれから地方自治を運営していく、こういう姿勢が出れば、おのずと中央省庁においてもその反応が出てまいるといふふうには感じてもらひますし、私も各中央省庁に對しまして、地方自治に對する関与度をなるといふ低めていくような努力を払つてまいりたいという気持ちでいっぱいでありませう。

○山口哲夫君 賃金の問題で随分以前に国会で論議されたときの議事録を読みますと、制裁措置はとらないといふことを自治省でも約束していただけてですね。これはもう当然のことだと思ひます。しかし、残念ながら、現実はどうかといえどもやはりやつてゐるわけですね。一々介入し、自治体と呼んであつたこのうと言つて財政的な面からの制裁をやるわけですね。

これは私は、地方自治の精神、国ができるだけ介入、干渉はしない方が地方自治の発展のために好ましいんだという考えからいくと、ちよつと行き過ぎだろつと思ひます。ですから、先ほど質問いたしました、国のいゝるような内閣が出ておりましたけれども、それに従つて思ひやうにやらないからといつて、その自治体に対して財政的な制裁措置をとるようなことはいたしませんでしようね。

○政府委員(津田正君) 地方行政の推進、あるいは給与の適正化問題に絡みまして財政的な制裁といふことでございませうが、私も、給与の問題等におきまして、平均的な給与と申しますか一般水準の給与よりも上回つておる団体といふものは、財政的判斷としては、やはりその部分財政的な余裕があるのではないかと、そういうような考え方はできると考へております。そういう意味におきまして、起債等の配分におきまして、そういうものがなければそれだけの財源がある、このような観点で地方団体に起債の配分をするのがむしろ公平にも適するのではないかと、かように考へておるわけでございませう。

しかし、趣旨は、まさしくそういう財源に余裕があるかどうかといふようなことでございまして、決して地方団体の給与等について不当な介入をする、こういうものではないと思ひます。

○山口哲夫君 不当な介入をしないといふことは、制裁措置をとらないといふふうには解釈してよろしいですね。

○政府委員(津田正君) いわゆる制裁ではございませう。財政的な判断、このように御理解賜りたと思ひます。

○山口哲夫君 財政的判斷といふのはどういう意味ですか。

○政府委員(津田正君) 例えば一〇〇の給与水準の団体と一二〇の給与水準の団体では、通常の団体が一〇〇でそれなりに地方行政を運営できておるといふことになりまして、一二〇の団体といふのはそういう面では財政的な余裕があるのである。

その場合、起債を配分する際には、やはりその一〇〇で運営しておる団体と一二〇プラスになつておる団体といふものは財政的な力といふものが違ふのではないかと、そういう意味で地方債の配分等におきまして考慮をしてもいいのではないかと、こういうことでございまして、それによつて給与制度の運用その他につきまして制裁的な介入といふことではございませう。

○山口哲夫君 先ほど基本的な考え方でも申し上げましたように、賃金決定とか定数の問題とか機構の問題といふのは自治体が決定する問題でしよう。それを一々数字を挙げて、例えば十何%以上はだめですとかいひますとか、そういう判断で自治省が一个个別呼び出して干渉するといふやり方は、これは明らかに地方自治体の権限に介入したものでないんですか。その点について、基本的な考え方はどうですか。

○政府委員(木村仁君) 給与決定等につきましては、地方公務員法上の民間準拠あるいは国公準拠といふような一般の基準がございまして、そういうものに即して技術的な援助、指導等を行つて

○山口哲夫 技術的な指導でしょう。どんな法律解釈を読みましても、政府の指導というものはあくまでも技術的でなければならぬと書いてあるんです。権力的な介入ではないと書いてあるんです。

しかし、今あなたの方のやつていらつしやることは技術的な指導じゃないでしょう。技術的であれば、大体ほかの都市はこういう程度ですよ、できればひとつこういうものを参考に今後運営を固つてもらいたい、これならまだ技術的ですよ。しかし、十何%以上はこれはもうけしからぬといつて一々自治体と呼びつけて指導するというやり方は、明らかに権力介入ですよ。これはぜひやめてほしいと思うんです。

こんなことをやつていたらほかにも入れませんのでまたいづれやりまされども、今大臣がおつしやつたように、地方自治体というのは個性のある運営、独立性を持った運営、そういうものがやはり好ましいと思うんです。私はもつと地方自治体を信頼してほしいと思うんですよ。あなた方は頭のいい人ばかりそろつておりますので、何でも自分たちの考えているように地方自治体が右へ倣えしてくれなければ気が済まない。地方自治の一番肝心のところをお忘れになっているのではないかと私は思うんです。

それは見ていたらほらすることもあてられよう。しかし、子供の教育だつてそうじゃないですか。これはいけない、あれはいけないといつて全部規制してごらんない、どんな子供がそこに育つていきますか。やつぱり一つの個性をいかにして育てようかということと考えたら、少しくらい間違いがあつてもそれをちゃんと眺めながら適切に指導する。それを、やつていふことを一から十まで全部個別に指導するような、私はそういうやり方では地方自治体が伸びていかぬと思うんです。

時には地方自治体の中でも間違いを起こすこともあるかもしれない。しかし、それを直すのはやつぱりその地域の住民でしょう。そのために地

方自治法でいろんな制度が認められているわけですからね。私は、そういう基本的な考え方をもう一度お持ちになりまして、細かな指導、介入だけはぜひやめていただいて、この機会に地方自治の本旨に沿つて自治体の発展を図られるように、ぜひひとつ大臣の御努力を期待しておきたいと思ひます。

なるべく早く終わるようになつておられますので、残念ながら用意した財政問題にはほんのわずかしから入れませんけれども、まず、今度提案されております地方交付税の問題で、この交付税制度というものは、その年に入つてきた交付税額といふものはそのまゝ全部地方自治体に配分するといふのが私はこの制度の基本的な考え方ではないかと思ひますが、今回提案されているのを見ておりますと、五千五百二十億、第二次として補正されているんですが、その中の二千三百四億は交付税特別会計における借入金金の減額相当額といふことで、これは交付税特別会計の借入金金の償還に充てられているわけですね。

なぜ借入金金の償還に充てなければいけないんでしょうか。私は当然この分は全額地方自治体に交付すべき性質のものでないかといふふうに思ふんですけれども、いかがでしょう。

○政府委員(津田正君) 地方交付税の性格につきましては、先生おつしやるとおり、地方団体の共通の財源、こういうようなことでございまして、地方団体の財政運営に資するよう配分しなければならぬ、このように考えております。

ただ、御承知のとおり、昭和五十年以来地方財政も大幅な財源不足というふうな事態の中で、地方債の増発あるいは交付税特別会計借入金というふうなもので運営せざるを得ないような状況になつておるわけでございまして。

今回の補正措置におきまして約五千億ばかりの交付税が追加して計上できたわけでございまして、やはり新たな借金の原因でございまして財源対策債といふのをなるべく削減したい。しかし、もう年度もかなり進行しておりますので、個々の団体

におきましてもそれぞれ財政的な運営のめどといふものをつつておるわけでございまして、そのような地方団体のめどを混乱させるようなことはいけません。

そういうことで、財源対策債の削減におきましても約二千八百三十億程度でございしますが、調整額の復活あるいは特交等に配分するもの以外につきましては、地方団体共通の借金でございまして交付税特別会計の借入金といふものを返還することによりまして、中長期的な地方財政の安定化といふものも考えておるわけでございまして。

○山口哲夫 財政局長さんのお話を聞いていますと、大蔵省の幹部の方が言つていらっしゃる感じが、立場に立つならば、少しでも多くの財源といふものがあれば、それを交付税として地方に配分して地域の行政水準を高めよう。自治省だつて恐らくそんなふうにお考えになつていらつしやるのじゃないかと思ふんです。

だから、私は基本的な考え方を聞いておきたいんですけれども、交付税といふのは、その年に入つてくる収入といふものはできればそのまま全額地方に交付して行政水準を上げるということが理想なんじゃないかと思ふんです。

○政府委員(津田正君) 交付税の本来の性格としてはそのように理解しております。ただ、現在の厳しい地方財政の状況を踏まえて、やはり中長期的な意味での健全化も図らなければならぬような状況であるといふことでございまして。

○山口哲夫 後段の方は、少し大蔵省と折衝して頑張つていただきたいと思ふんです。その分くらいはぜひ自治体に交付するように私は努力していただきたいと思ふんです。

これは五十年の補正の部分の金額を落としていくわけですか。

○政府委員(津田正君) 今回償還しようといふものは五十年の借入分を考えております。○山口哲夫 多分そうだと思つたんですが、こ

の「地方財政要覧」というのでは、もう既に議決したと思つて落としてしまつてゐるんですか。

○政府委員(津田正君) ちよつと私手元に持つておりませんが、それは落としてないもので掲げてあると思ひます。

○山口哲夫 前にいただきました「六十五年度以降、国の会計より交付税等特別会計に繰り入れらる」とされている各原因別財源補てん措置とその額」という、いわゆる償還計画ですね。「交付税特別会計の借入金及び償還計画」という数字と、今度出た、これは出たばかりだと思ふんですが、これと比較しましたら、五十年のところだけもうちゃんと数字が直つてゐるんですね。

○政府委員(津田正君) 失礼いたしました。この要覧の一月発行の分では、落としたような数字でございまして。

七十二ページ、地方の五十年補正分千七百八十五億七千万円でございしますが、落とす前は四千八百九十九億九千万円でございまして。確かに御指摘のとおり、要覧は少し先走つてやつておるようでございまして。申しわけございません。

○山口哲夫 議決を得ない前に先走つてそういうものを発行してしまうといふのは余り好ましいことではないと思ひますので、ぜひひとつそういうことのないようにしていただきたいと思ひます。

それでは、国の政策によつて減税した分ですが、その分交付税に減収として出てきますね。これは当然国の責任で補てんすべきものだと思ひます。

具体的に申しますと、所得税減税というのは、最初の政府の考え方より五千二百三十億円減収になつてゐます。この分の交付税の減収額といふものは千六百七十三億円なんですが、これは国の政策としてやつて、その分が地方自治体に影響してくるんです。増減税同額といふのであればいいんですけれども、増減税同額でなしに減税の方が多くなつてしまつた。そうするとそれは地方自治体の交付税にも影響してくるんですから、その自

治体の減収分というのは、国の政策としてやった以上は当然国の責任として補てんすべきものだと思うんですけども、その考え方を一つ聞いておきます。

それからもう一つ、六十一年度の国庫補助負担率の引き下げに伴う六十一年度影響額を見ますと、調整債三千八百億のうち、法律で定めてあるのは四百三十億、これはもう既に決定しているんですけれども、残りの二千四百八十億というのはいまだに法定化されていないんですね。

これをこのままにしておきますと、何か大蔵省に食い逃げされてしまうのじゃないかと心配されるんです。その分だけ地方自治体に対する財政的な影響力というのが出てくるわけですから、これは残りの二千四百八十億も四百三十億と同じように早く法定化するようにしていただきたいと思うんですけれども、いつ法定化されるんでしょうか。

○政府委員(津田正君) まず前段の御質問、所得税減税を行いますと交付税に影響があるではないか、それにつきましては補てんをすべきかというような問題でございます。

過去におきまして、年度途中に政策減税を行いましてそのために地方交付税が不足してくる、こういうような場合には、御指摘のとおり補てんをしまいたつたわけでございます。

六十一年度の場合には、御承知のとおり約一兆五千億円の所得減税をやっておるわけでございますが、今回の第二次補正予算、また御審議いただいております補正交付税法案によりまして、結果的に、そういうものを飲み込んでもお国税三税で一兆七千億円、こういうような増収になつてまいりまして、その三二%分が地方団体の交付税に追加される、そして地方団体の財政運営にも支障がない、こういうような事態でございますので、もちろん国の政策減税とはいいいながら、地方財政の運営に支障がないということで処理をしておるわけでございます。

よりまず経常経費部分の将来の補てん措置の問題でございますが、考え方として、交付団体分の影響額の二分の一を、たばこ消費税、それから交付税の特例加算、そして四百三十億の法定加算ということでもまずきつちりと処理したわけでございます。残り二分の一につきましても、やはりこれは交付団体に今後影響が出てまいるわけでございますので、大蔵省との間で覚書によりまして、暫定加算という制度でやつておるわけでございます。法定はしてございませうが、そういう意味で、今後自治、大蔵両省間で調整の余地があると言えども、時間でもありますので、これで終わりたいと思います。

○山口哲夫君 十分納得できたわけじゃないですけども、時間でもありますので、これで終わりたいと思います。

単位費用の問題等について通告してありますけれども、いずれの機会にまたやらせていただきますと思います。

○片上公人君 初めに、警察庁にお尋ねしたいと思ひます。去る二月二日、警察庁は大韓航空機事件の容疑者である金賢姫に対する事情聴取を行うために係官三人を現地に派遣されましたが、まずその取り調べ結果について御報告いただきたいと思ひます。

○政府委員(城内康光君) 警察庁係官を韓国に派遣いたしました金賢姫にも面会した結果、問題の恩恵なる女性が日本人である、それから日本から拉致された疑いが持たれることが明らかになるとともに、人定に關しまして若干の資料を入手しております。

○片上公人君 金賢姫の教育係でありました李恩恵という女性の身元割り出しについて、今後の見通しをお伺いしたいと思います。

○政府委員(城内康光君) お答えいたします。

現在、李恩恵を割り出すために、身元に関する情報、それから似顔絵をつくりまして、こういういったものをもとに、家出人の手配データなどを利用して幅広く類似の行方不明者を全国的に調べているところであります。

さらに、もし何らかの事情によつて警察に家出人の届け出がされてない場合ということもあろうかと思ひまして、広く国民各位の御協力を得る必要があるというので、目下、似顔絵を利用したポスター、チラシなどを全国的に配布しておるところでございます。

○片上公人君 この事件の実行に当たりまして日本の旅券が偽造されたわけでございますが、この旅券偽造の捜査状況はどうなつておるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(城内康光君) お答えいたします。日本の旅券の偽造に關しましては、蜂谷真一名の偽造に關与していることがわかつております。それからさらに峰谷真由美名義の旅券につきましても、北鮮において一九八四年、金賢姫の旅券用の写真がつくられて、同人がその旅券に署名したことなどがわかつております。

○片上公人君 どうもありがとうございます。次に、先ほども出ましたが、自治省の財政課でまゝとある「地方財政要覧」の中に「地方財政の主な措置状況」という項目がございます。昭和三十年度以降の地方財政対策が一覧表になつておるわけでございますが、私は特に昭和五十年以降の措置について見てみましたけれども、一貫した方策がなくて実にわかりにくいという思ひがいたしました。

あるときには交付税特別会計借入れを重ねる、また臨時地方交付金で半分国が出す、あるいは国の財政が厳しいからそれでもでなくなつてきておる、地方債を増額する、さらに補正増についてもあるときは繰り越す、そして調整復活をする、また本年度のように特別会計借入金金の償還に充てる等々でございますが、地方財政対策をど

のようにしようと思つておられるのか、基本的な考え方を大臣にお伺いしたいと思つております。なお、この地方財政対策につきましてもつと予測がつくようにしていただきたい。ふたをあけてみないというふうな対策かわからないというのでは地方自治体の財政関係者にとりまして非常に迷惑ではないか、こう思ひますが、いかがでございますか。

○政府委員(津田正君) 大臣の御答弁の前に、私から過去の経緯等につきまして申し上げたいと思ひます。

御指摘のとおり、五十年年度の補正以来、財源不足によりましていろいろな措置を組み合わせておるわけでございます。要は、地方財政全体として、また個々の地方団体の財政運営に支障がないという基本的な考え方でございますが、措置のやり方といたしましては、交付税の特例増額、あるいは臨時、建設地方債、あるいは特会借入れ、と種々の手法を組み合わせて、基本的にございまして地方財政の運営に支障がないよう措置をしておるわけでございます。

これは何と申しまして、石油ショック以来の我が国の国の財政、そして地方財政の基盤が非常に不安定ということに起因しておるわけでございまして、一刻も早く、このようないわば毎年度の切り抜け措置というものは脱却したいとは思ひ存ずるわけでございますが、これまでの実績としましては御指摘のとおりでございます。

特に、地方団体関係でわかりにくいのではないかと、こういう御指摘もあつたわけでございまして、毎年毎年、地方財政対策を講ずる際の経済情勢の動きというのも非常に激しい、そういうことで、一貫したような財政措置がなかなかとりがたい、非常に複雑になつておるといふことでございまして、しかし、私どもとしましては、この地方財政対策の内容につきましては地方団体に十分内容を説明し、御理解を求め、財政運営に支障がないよう今後とも努力してまいりたい、かように考えております。

○国務大臣(梶山静六君) 今、財政局長から今までの経緯について御説明がございましたけれども、昭和五十年来そういう状況で、毎年毎年の対応に追われたという現実がございます。そういうことから、一貫性が無いのではないかとということもございまして、衆議院で社会党の委員の方にも御指摘をちょうだいしたわけであります。いずれにしても、法律や政令その他の定められた事項の中で何とか緊急回避的にこの問題に対処しようとするというふうな複雑になつてしまつたという結果があるわけでありまして。

ただ、この赤字対策に懸命に知恵を絞つた結果というが、もろもろの法律やその他を利用することによつて、残念ながら一貫性がなくなつてしまつたということもございまして、複雑な仕組みまでしてこの健全化に懸命な努力を払つてきたという過去の経緯だけはお認めを願ひたいと思ひますし、これからわかりやすい形に抜本的に改正ができる機会があればそうしてまいりたいと思ひますので、御協力のほどを願ひたいと思ひます。

○片上公人君 国庫補助負担率の引き下げでございしますが、これは六十三年度までの暫定措置とされております。六条の三第二項との関連を含めまして、大変難しいものでもあると思ひますが、きようは補正法案の審議でもございしますので後日ゆつくり論議することとしたしまして、このカット問題について一点だけお尋ねしたいと思ひます。

新聞等の報道によりますと、大蔵省は、六十五年の財政再建のために補助率カットの継続が必要、こういうニュアンスでジャブを放つておるようでございますけれども、自治省としては地方団体の声を背にどのような対応されていくのか。私は早く適切な対応が望まれると思ひますが、大臣の力強い決意とお考えをお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(梶山静六君) この特例措置は、六十一、六十二、そして明六十三年度までの暫定措置

でございます。ですから、もちろん国の財政事情を自治体側が全く知らなくていいということではございませんけれども、しかし暫定措置はあくまでも暫定措置でございまして、六十四年の予算編成の時期までにこの問題はいわば決着を見なければならぬ問題であります。

事務配分やその他税財源の配分、そういうものをひくくめまして、この補助率の引き下げの問題は何か解決を見て新しい展開をしてまいりたい、このように私は考えております。

○片上公人君 自治省が法人事業税の分割基準を見直す方針を固めたとの報道がありますが、まずこれまでの検討経緯をお聞きしたいと思います。なお、この検討におきまして明らかとなりまして現行の分割基準の問題点と、それに対する見直しの方針についても示していただきたい。

さらに、今後の見直し案についての調整及び実施に向けてのプロセス、スケジュールを明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(渡辺功君) ただいま御指摘の事業税の分割基準でございしますが、これは従来から、社会経済情勢の変化に応じた事業活動と行政サービスの受益関係の確に反映させて税源の帰属の適正化を図るという観点から定められていたものでございまして、財源調整そのものを目的として行うものでないことはもちろんでございます。

ところで、現行の分割基準でございしますが、これは昭和四十五年に改正されて以来、基本的には見直しが行われていないということでございしますが、最近におきまして産業構造の変化あるいは工業技術の革新等、産業経済の大変著しい変化が起きてきている、これはもうだれしも認めているところでございまして、こうした変化に伴ひまして、製造部門におきましてオートメーション化の進行あるいは管理部門におきましてOA化の進展等、事業活動におきまして工場と支店部門と本社部門の関係の態様の変化ということが起きております。こうしたことを踏まえまして、見直しを行う必要があるのではないかとこのように考えたところ

でございます。

そこで、これらの産業経済の変化に対応した分割基準のあり方を検討いたしますために、学識経験者あるいは企業の実務者といった方々七名の委員から成ります研究会を六十二年七月十四日に設置いたしまして今日に至つております。現行の分割基準の妥当性あるいは社会経済情勢の変化の状況等を検討いたしますとともに、神奈川県など六府県におきまして実地調査、これは課税団体であります県、課税庁でございしますが、及び税金を納める方の企業、両方にわたりまして実地調査を行うということのほか、全県に對しましてアンケート調査を行つております。また、分割法人に對する抽出調査も実施いたしております。

今後、これらの調査の結果を踏まえまして本年度中に結論を得る方向で鋭意検討をお願い申し上げております。何れ調査の対象も多く、回答状況等が当初予定していたところよりもおくれであるという状況から見ますという、なお若干の時間を要するのではないかとこのように考えられております。できるだけ早期に結論が得られるように期待していただいております。

○片上公人君 自治省ではふるさとづくり財団の創設を準備しているということでございますが、その構想を説明していただきたいと思ひます。

また、これに對しまして大蔵省などの反対が強いということでございますが、自治省のお考えはどういうことなのか、あわせて説明をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(梶山静六君) ふるさと財団、仮称でございしますが、具体的な構想等については後刻財政局長から御説明を申し上げますけれども、今、四全総を踏まえまして、一極集中がこれを見ても加速されるだろう。都道府県の税収平準化が進んだわけでありまして、ここ一兩年東

京の税収のシェアは極めて高くなつておりますから、東京に對する一極集中というものはどんどん加速されている。

一極集中が加速されて東京に集積することが私は悪だとは思ひません。東京が再開発その他を行うことによつて、まさに一極集中、あるいは東京における機能が完成はされるのかもしれないが、反面、東京を除くいわば地方と言われる地域に過疎化が進み空洞化が進んで、雇用の場やその他がなくなつて、最低の行政水準すら維持することができなくなつたらどうなるだろう。

こういうことを考えますと、地方自治団体のそういうものに対するいろいろな立ちというものがわからぬわけではありませんが、むしろ切実な感じとしてあるわけでありまして、これから地方自治団体がお互いにみずからの創意工夫によつて行ふもの、今までもいわば行政の縦割りの中で道路や橋梁や港湾やその他もろもろのものがなされてまいりましたけれども、横軸で、地方自治団体という枠で切つてみますと、どうしてもそこにはクレターのような穴が幾つもあいていてわけでありまして、これを埋める事業がなければならぬという気がいたします。

そういうことから、特別事業や、あるいは何らかのいわば第三者機関的なものをつくつてノウハウを出し合う。極端なことを言うと、結婚相談所じやありませんけれども、企業の事情を聞き地方自治団体に伝える、そして地方自治団体のいろいろな要望を中央に伝えるとか、あるいは企業に伝えるとか、そういう制度があつてしかるべきだ。しかし、これは一地方自治団体あるいは自治省だけではできない。

例えば、東京でなければならぬという企業は幾らやっても当然東京へ集まりますけれども、東京でなくともいい企業、団体、こういうものがあるはずでございますから、各省庁の地方分散という問題も公としてはありますし、民間団体等においてもそういうものがあるのではないかと。その誘導策はどうすべきかという、税制やそ

の他もろもろの、東京の中から出ていくことを阻害しておるもの、東京でなくともいいと言いがらも、東京から出ていくのは都落ちといういわば暗く弱いイメージがあるし、それから、東京から出ていくために例えば土地を売れば、それに對する譲渡益課税は当然法人税としてかかるわけでありまして、東京から出ていくには丸裸にされてしまう、そういうことがありますと、出ていっていいという企業ですらこれにちゅうちょをいたしております。

ですから、私は、自治大臣ということよりは國務大臣として、これから各省庁と打ち合わせをしながら、東京からスムーズにそういうものが出ていく施策、そして地方自治団体がこれを受ける受け皿、そしてその間をつなぐもの、こういうものが完成をいたしませんと、言うべくして多極分散というのはできない。

しかも、今までと違つて、今までは税収の実績を見てみてもある程度多極分散が、東京都の税収が二、二%あったところから一七%までシェアとしては下がったわけですが、これが最近になって急激に上がつていくという現実を見てみますと、これは早急に手を打たないと、行政が懸命な努力を払つても、民間のエネルギーというのは、経済の合理性、採算性を求めれば集中のメリットがあるわけでありまして、東京に集中することは当然だ。これを行政の力で何とか多極分散をする力を与えなければならぬ。その一環がふると財団と言われるものであります。

どうも誤解を受けて、他省庁から、あるいは他の、議員なんかもひつくるため大反響を受けておりますけれども、やはり今、そういう中央の考え方と違つた横軸の、地方自治の考え方というものに願いを込めながらこの問題に努力をして実現したいと思つておりますので、御協力を願ひたいと思ひます。

○政府委員(津田正君) この仕組みの趣旨につき

ましては大臣からお話があつたわけでございますが、要するに、官民一体となつた地域の総合整備振興を図るという観点から、地方団体の実施し得る地域開発事業と相まって、長期低利の地方単独融資事業を行おう、このシステムをつくらうというものでございます。

基本的には、地方団体が地方債を起す。これはもちろん利息というものがかります。それを地域開発に役立ちます民間事業者に無利子で貸す。これはもちろん必要な資金を全部貸すわけではございませんで、二割とか二五%でございます。残りの部分は民間の金融機関から借りられるようあつせんをするということでございます。そういういたしますと、地方団体の金利負担をどうするかという問題がございまして、これについては地方交付税で手当てをしよう、このような考え方でございまして。

もちろんこれだけではございせん、民間優良プロジェクトの発掘、具体化、具体的なプロジェクト等に関するデータベース機能、コンサルタント機能、調査をやる。そして金融機関等の民間事業活動等に對する融資のあつせんも行おう、こういうような構想でございまして。

○片上公人君 それでは最後に、今回国税三税の増収の中で初めて特別会計借入金の償還をするに至つたこと、来年度は補助負担率の引き下げ等がなければ収支均衡することなど、財政環境に変化が見られておりますが、大臣の地方財政に対する認識はどうなのか、これを最後にお伺ひいたします。質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(梶山静六君) 地方財政については、ただいまの議論を通じまして、依然として巨額の借入金残高を抱えておりまして、引き続き厳しい状況に置かれております。

今後、その償還にもたえ得るような財政構造の健全化を図つていくためには、行財政の守備範囲の見直し、行財政運営の効率化を図るとともに、地方税、地方交付税等の地方一般財源の着実な充実を図つていくことが基本的な必要なことだとい

うふうに認識いたしております。

○片上公人君 終わります。

○神谷信之助君 時間がありませんから答弁の方もできるだけ簡潔にお願いしたいと思ひます。

最初に、先ほども同僚議員からありましたが、地方自治のあり方にかかわつて、行政運営の問題で一般論として若干お聞きしたいと思ひます。

それはどういふことかという、国と市町村、それから府県と市町村、この相互の間に往々にして意見の相違が生ずるわけですね。そういう場合の処理はどのようにあるべきなのか、この辺のお考えをまずお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(梶山静六君) 国、都道府県、それに市町村は、いずれも国民の福祉向上という共通の目標に向かつて、それぞれの機能と責任を分かちつつ相協力する関係にあると考えられますので、意見に相違があつた場合には当事者間で相互の立場を尊重しつつ十分に協議を行い、施策が円満、円滑に行われることが望ましいと思ひておりま

す。

○神谷信之助君 一般的にはそういうことだと思ふんですね。相互の立場を尊重し円満に協議を調えてもらいたい。

しかし、国と市町村、それから府県と市町村、それぞれ比較しますと、どちら市町村よりは広い権限も大きいんですよ。あるいは政策的な能力といった点での違いもあるでしょう。したがつて、往々にしてこの点で市町村の意思が十分に反映されない嫌ひがあつて、逆に問題がなかなか複雑になつていつておるわけなんです。

本来、そういう協議をする場合に、相互の立場を尊重するといふ相互主義だけではなしに、逆に権限の大きいところ、国なり府県なりが十分に市町村の考え方、意思というものを尊重していく、そういう姿勢が必要だし、実際面でもただ市町村の意思が反映されるかといふことこそが、本當の意味で地方自治といふものが一つ一つ育ち発展をしていくことになるのじゃないか。この辺についてのお考えはいかがでしょう。

○国務大臣(梶山静六君) 今、市町村の権限が小さい、あるいは府県の方が大きい、さらに国の方が大きい、そういう比較論で言われましてけれども、私はそういうふうには理解いたしておりません。身近な生活に密着した行政的な判断あるいは措置能力、これはむしろ末端自治体の方が強いはずであります。

ただ、国には国の一つの権能といふか、国をどう守るかとか、全般的な、あるいは平均的な高め方をどうするかとか、あるいは国全体を通じて交通ネットワークをどうするかとか、情報ネットワークをどうするかというマクロの一つの見方があるわけでありまして。また、府県には府県なりに、その府県的なシェアの範囲内である。それから市町村は市町村なりに、自分の範疇の中の市町村をどう置かなきゃならないか、そこに住む住民の意向をどう守らなきゃならないか、そういうそれぞれの立場があるわけでございます。

ですから、私はやはり相互主義というものは極めて大切であつて、徹底的に話し合いをし理解を深めることによつてそういう問題の解決に努力を払うことが望ましいし、またさうあるべきだ、このように理解いたしております。

○神谷信之助君 しかし、実際には権限が違ふんです。例えば市町村が一つの事業をやろうとする。そうしたら、補助金を獲得しようと思つたら府県の協力がなかつたらできぬから、そこは認めてもらわなきゃいかぬ。国がうんと言わなきゃ金がか来ない。そこでいろいろ意見の相違といふものが起こるわけですね。財源もそれから行政権限も本當に平等なら別ですよ。国と自治体とが両方相まつてとか車の両輪とかおっしゃるけれども、実際上の今の制度はさうなつておる。そういう状況の中で私は言つてゐるんです。

まして、国とか府県がそういう補助金の問題についての権限をいづれ持つてゐるという状況の中で、そういう権限を利用して不当な圧力を加えたり、あるいは補助金なんかをえさにして、そして市町村にいる人内部の混乱を起こさせるとい

うようなことは私はあつてはならない。それこそ権限の乱用になりますから、そういうことはあつてはならないし、また好ましいことではない、そういうふうに思ふんですが、この点はいかがですか。

○国務大臣(梶山静六君) 先ほど申し述べましたように、私は、権限とか権能というものがいわば大、中、小と、そういうふうには考えませんで、それぞれの権限や権能が異なるという立場、そして、末端自治体と言われる市町村は住民の身近な問題に対する対応をするべきであつて、その権限は、私は決して十分とは申しませんが、最も小限度の権能はあるはずだ。それから府県には府県らしい権能があるし、国には国を守り発展をさせていくための一つの権能がある。

私は、そういうものの相互調整をお互に相互主義でやるのが望ましいことであつて、国と地方が対立するという図式で物事を考えるべきではないという気がいたします。

○神谷信之助君 時間がありまから余り議論はしたくないと思ふんですが、大臣のおっしゃるようなことだったなら、三割自治とか一割自治というような言葉は出てこない。しかし、現実には三割自治であり実際は一割自治ということが起こつていて、市町村自治というものがないかなか実際に住民の意思を十分生かすことができない仕組みというものが制度的にある、これは私は否定できないと思ふ。これはまた後で財政論のところで少し触れまされども。

別の問題で言いますが、そういったいろいろな意見の相違がある、そのことについて選挙が行われた。その選挙の結果というものは、それはその地域住民の意思の反映として、国でも、それから府県でも市町村でも、当然それぞれの自治体が最大限尊重すべきものだと思ふんだけれども、それはそういうことでいいでしょうか。いかがですか。

○国務大臣(梶山静六君) 私は地方議会出身でございますから、地方議会のいわば権能や権限、責

任というものはある程度知つてゐるつもりであります。ですから、市町村の議会ないしは市町村の首長がどう思ふかということ、あるいは都道府県の知事や都道府県の議会が、あるいは我々いわば中央の政府が、そしてこの衆参両院という国権の最高機関の者がどういう判断をするかということはおのづから違つてしまふべきなんだと。本来一致することが望ましいことであつても、違つてゐることもまた現実である。

その場合、一生懸命調整をしようというのがこれから望まれる良好な関係だということに私は理解いたしております。

○神谷信之助君 具体的に、そういった紛争の中で選挙が行われて、それが争点になつて選挙の結果が出る。これは住民の意思として最大限尊重するのは当然であるという点はいかがですか。

○国務大臣(梶山静六君) それぞれの争点として戦つたものがある、そういう現実は当然認められるべきだと思ふけれども、しかし、争点になつたものが、本来、地方自治の権能というのか、市町村の権能が都道府県の権能か国の権能かというその問題については、また別個な判断があるということとは御理解を願ひたいと思ひます。

○神谷信之助君 現実にはいろいろ具体的に起こつていますからね。例えば三宅島で起こつてゐる問題というのは国と市町村との関係でしょう。それからもう一つ、私が今いろいろ調べてゐるんですが、岡山県の奥津町の苦田ダムで起こつてゐる問題、これは府県と市町村との関係。いずれにしても、この問題は地方自治にかかわる重大な問題だと私は思つてゐます。時間がありませんから、具体的な問題は改めて、地方自治がいかにあるべきかという問題として議論したいと思ひます。

ただ、苦田ダムの問題で自治省に要望しておきたいんですけれども、昨年の暮れ町長選挙が行われて、その結果、町民の多数が、ダムの建設阻止、そういう意思を持つてゐるということは明らかになつてきてゐる。それから、町民の中の相当大

数の感情として、岡山県がとつてゐる態度は、町がダムに反対する限り町に協力できない、そういう姿勢だということに受けとめてゐる。また、そのように考えられても仕方ないような経過がある、こう私は見てゐます。

だから、これはまだこれから続く問題ですから、自治省としては、少なくとも地方自治体あるいは地方自治権の侵害にわたるようなことのないように、十分関心を持つてそういう事態にならぬように見守つてほしいということです。直接的にいろいろ介入するということは、先ほど同僚議員からもありましたけれども、下手にするとまた逆の面からの地方自治の侵害になりますから、そういう点では十分慎重にせよいかぬけれども、少なくともそういうことのないような立場で十分な関心を持つてもらつておきたいということ、この問題は終わつておきます。

今度は交付税法の問題ですが、これも先ほど同僚議員からありましたように、交付税の今度の増額修正は、本来、全額財源対策債の減額に最優先で配分されるべきだ。ところが、三千二百億は財源対策の方に回して、二千三百億余りは交付税特会に入れる。なぜそんなのだという、今の段階で地方団体に回したらそのめどを混乱させることになるのじゃないか、特会の方は共通の借金だから、そつちに入ればいいじゃないかという趣旨でしょう。私はそこが問題だ。

というのは、地方団体の借金は今現実に負つておる借金でしよう。これは本来交付税で渡すべきなのを、それだけの財源がでなかったから自治体に借金をお願いした。だからそれをまず解消するのが当たり前で、確かに交付税特会の方は共通の借金だけれども、地方団体の方は今現に借金を抱えてゐるわけですから、三千二百億なら混乱しないけれども、あと二千三百億過ぎたら混乱するというわけでもないでしよう。

確かに公共事業関係だけをとつて態容補正してゐるんだから、もうそれ以上上げたらやこしくなります。それは理屈であつて、実際には早く

借金を返してやればいい。国の方はことしじゅうに返さなくても来年度に回せばいいんだし、そうすれば、それだけ現実に消化して住民の期待にこたへる行政を進めることができるでしよう。だからこの点では、各自治体に財源対策債として負わせてゐるその借金と、交付税特会での共通の借金だという借金と、借金の質が違ふ、私はそういうふうに思ふんですが、この辺はいかがですか。

○政府委員(津田正君) 先生御指摘のとおり、現在の地方財政の借金としましては、共通の交付税特会借入金金の借金、それから個々の団体におきまして地方債残高も既に四十七兆程度になつておるわけでございますが、こういう借金、そしてまた六十二年度財源対策のために出す新たな借金、こういうようなものがあるわけでございます。

今回の交付税の補正増につぎましては、過去の借金を返すのも一つの考え方でございます。ただ、御承知のとおり、現在の地方債の状況と申しますと、かつてのような地元銀行が引き受けてつと持つておるといふことではなく、転々流通してございます。それなりの相場というもので流通してゐる。これを強制的に償還いたしますと、これは地方債に対する信用というものが失われまして今後の地方債発行にも影響が出てまいる。

それから本年度新たに借金をする財対債、これにつぎましてはなるべく減らしたい。ただ、当初の交付税の算定プラス財対債の配分というものと、今回出てまいります交付税の配分と財対債の縮減というものが、個々の団体でも一致させなければならぬ。

そういったしますと、交付税の仕組み上、縮減というものの、七千億ぐらい財対債があるわけでございまして、御提案のような程度の縮減をするにとによりまして個々の団体の財政運営に混乱が起きます。これ以上やりますと正直言つて個々の団体の財政運営に支障が出てまいる。そういったしますと、結局のところは、共通の借金返しというものも中長期的な地方財政の健全化のために役に立つのではないかと、このように考えた次第でござい

て見通しを述べましたけれども、市町村税についてはどの程度の見通しを持っているのでしょうか。

そしてまた、税目ごとに顕著な傾向があれば、それもお教えください。

○政府委員(渡辺功君) 六十二年度の地方税収でございまして、御質問にありましたように、当初対比二兆円ほど上回るというふうな見通しを立てております。

御承知のとおり、道府県税につきましては徴収実績によりまして十二月末現在の数字がわかっておりますので、それを見ますというところ、前年同月比一・六％伸びております。お尋ねの市町村税の方はそうした資料がとれておりませんし、相手がたくさんある市町村でございまして、従来からそういう調査がなされ得ないでおります。

そこで、内容を考えますというところ、好調なのは法人関係税でございまして、そこで、法人関係税のウエートは市町村の場合小さいわけではございますので、それらを勘案いたしますというところ、全体で二兆円程度ではないかというふうな考えで申し上げたところでございます。

それから、税目別の特徴でございまして、県に比べてこれを見ますというところ、ただいま申し上げましたように、伸びでは、法人道府県民税及び法人事業税が前年同月比二〇％を超えるような好調な伸びを示しております。そのほか、県民税であるとか自動車税、軽油引取税あるいは料理飲食等消費税等も堅調に推移しております。先ほど申し上げましたような状況になっているところでございます。

〔理事松浦功君退席、委員長着席〕

なお、市町村の方は前段申し上げましたような状況でございまして、私どもが若干聞き取りをしておるところによりまして、法人はもちろんであります。市町村民税あるいは固定資産税等もそれぞれ堅調には推移している、こういうふうな踏んでおりまして、それで先ほど申し上げましたような総体の収支状況になるのではないかと、

確定的なことは申し上げられませんが、というところと現在の見込みを申し上げたところでございまして。

○抜山映子君 経済とか人口とかすべてが都市集約化の傾向がある、このように言われておられるわけですが、地方税収の動向が、都市と地方の財政力格差がますます拡大する方向にあるのではないかと、思うので、六十二年度、サンプリングに幾つかの県を挙げて、都市と地方の状況を対比してみたい。

○政府委員(渡辺功君) 財政力そのものについてはまた別に御説明が要すると思いますが、まず、お尋ねの税金の状況で申し上げますというところ、道府県税の別徴徴収実績の特徴としては、やはり東京都のようなところが非常に好調でございまして、最も高い伸びを示しているところでございまして。

そのほか、千葉県であるとか埼玉県であるとか大阪府、佐賀県というところ、あるいは神奈川県なんかもそうありますが、そういうところが非常に高い伸びを示している。一方、低い伸びを示しているのは、新潟県の四％増というところもございまして。

そこで、地域別ということば必ずしもはつきりしないわけなんです。量的な分析ができませんので、いろいろこういう徴収実績をとるときにそれぞれ県の税務当局から聞き取りをしたところによりまして、やはり好調の原因というのは、金融・保険業とかあるいは証券、あるいは建設、不動産、そういう業種が本年度前半から今までのところ非常に好調であったというふうなことがあるようにございまして、そういったような部分のウエートが高いところが高くなっているというところは、概括的には言えるかもしれないが、確定的な、非常に分析的なこととは申し上げる材料を持っておりません。

○抜山映子君 今伺ったところでも、大体東京を中心とする周辺の県は非常に税収が好調である。一方、ローカルの県は、伸びたとはいっても都市

圏に比べるとはるかに伸びが低いわけではございまして。

こういう地方団体間の財政力格差を是正するためには何らかの対策が必要ではないかと思うので、すけれども、これについてはいかがでしょうか。

○政府委員(津田正君) 地方団体間の財政力格差が、経済のサービス化、ソフト化というふうなものにも影響を及ぼして、やや拡大傾向にあるわけではございまして。

したがって、私どもは、普通交付税の配分におきましては、従来とも財政力の弱い団体に傾斜配分をしておたわけではございまして、このようないくつかの財政力格差の拡大傾向にかながみまして、一層この傾斜配分を考へてまいらなければならぬ。財政力の弱い地方団体の財政運営に支障が生じないよう、交付税の配分、また地方債の配分等で措置してまいりたい、かように考えております。

○抜山映子君 昨年決定されました政府の緊急経済対策により始められた緊急プロジェクト、これの進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

○政府委員(小林実君) 自治省といたしまして、昨年五月に決定されました緊急経済対策に基づきまして、特定の不況業種への依存の著しい地域に對しまして、地域経済の活性化に資するように、必要なプロジェクトにつきまして地域経済活性化緊急プロジェクトというふうな位置づけをしまして積極的な支援を行っております。

六十二年度の採択状況は百八十八プロジェクト、総事業費で、これは三年間でございまして、約二千二百億というふうになっております。

○抜山映子君 それはわかったのですが、どの程度着手されているか、そのあたりをもう少し詳しくさせていただけませんか。

○政府委員(小林実君) 今御説明いたしました百八十八件のプロジェクトのうち、約八割に当たります百四十件程度につきまして六十二年度において事業実施ということになっております。金額に

いたしまして三百六十億程度と予測いたしております。

○抜山映子君 そうしますと、当初予定しているよりずっとおくられている、こういうことが言えると思うのでございまして、この緊急プロジェクトは今後の予定として六十三年度においても採択される予定である、このようになっておられるわけですから、不況地域が大変苦しんでいるのですからもうちょっと進捗を急いでいただきたい、このように切望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○秋山肇君 最後に御質問させていただきますが、皆さんと同様時間が限られておりますから、政府委員の方々に答えをいただこうと思つて細かく通告をしておきましたけれども、総括的に大臣からお答えをいただきたいと思うわけでございまして。

昨年の九月十七日の委員会で私は、群馬県伊勢崎市の固定資産税課税ミスの問題を質問いたしました。そのときに自治省からいろいろお答えをいただいたんですが、残念ながらまた埼玉県八潮市で、固定資産税取り過ぎ十五年という問題が出てまいりました。先ほど来議論がされておりますが、地方自治ということとそれぞれの自治体に権能があり、それぞれの自治体での執行ということとで自治省の通達がされておるのだと思うんですが、それを解釈ミスといいますが、準則を違つて解釈して納税者に課税してしまつていっているところが出ています。

こういう問題等を含めまして、先ほど来自治体の自主性というものを確立するというお考え、私も同感であります。逆に言いますと、納税者に別な悪意があつてしたわけでもないのに、五年以上はさかのぼつて税金が還付されないという問題等を含めまして、自治体に対してのペナルティーというんですか、何か制裁措置というものも考えなければいけないのじゃないか、納税者の立場からすれば当然そうなると思ひます。そういうものも問題を含めまして、また今

まで議論されてきましたこと等を含めて、今後の地方財政の展望について、地方自治体が安心して、例えば住民福祉であるとか地域の振興に取り組めるような万全の措置を講じられなければならないと思うんですが、そういう問題等につきまして大臣に御決意をお聞きして、私の質問にさせていた

○国務大臣(梶山静六君) 固定資産税の取り過ぎ等の問題が地方自治体で起こっている現実を私もお聞きをいたしまして、大変申しわけない、残念なことだという気がいたします。ただ、法の定めるところでございまして、それ以上にさかのぼることができないか、そういう問題をひつくるめて、専門的でございますから、税務局長からお答えをさせていただきます。

なお、地方財政の展望と申しますか、先ほども申し上げましたように、ようやく好転の兆しがやあるという程度でございまして、巨額の借入金残高を抱え極めて厳しい状況でありますので、今後とも、その償還にもたえ得るような財政構造の健全化を図っていくため、行財政の守備範囲の見直し、行財政運営の効率化を図るとともに、地方税、地方交付税等の一般財源の着実な充実を図っていくことが基本的に必要だというふうな認識のもとに、これからも努力をしてみたいと思

○政府委員(渡辺功君) ただいま委員から御指摘がありましたように、昨年伊勢崎市の問題で御指摘をいただきましたときに答弁いたしましたのは私でもございまして、法律問題もございまして、お答えをさせていただきます。委員御指摘のような事実関係でございますが、そのとおりでございます。私も内容内容を埼玉県から徴収いたしております。

そこで、昨年の九月にも伊勢崎市でそういう問題があった、嚴重にそれは指導するということがあつたではないかという委員のお話でござい

ところでございます。今回のような状態は、当時も申し上げましたが、課税の適正を失するということとそれ自体がもう大変重大でござい

なお、この問題が明らかにしたのも、そういう意味では、県の市町村に対する指導の中からそのきつかけがあつたようでございます。あつてはならないこととございまして、また指導を一層強化してまいりたい、こう思います。

なお、こうした状況に対して五年しか返還できないというのとは何とも納得できないではないかというお話でございます。私も、当時お答えしましたときにも、納税者の気持ち、あるいは委員の御指摘の点につきましても、お気持ちとしてはそうではないかな、こういうふうなことを踏まえながら、しかしながら、これがまた還付金の消滅時効であるとかいうような問題になりますという

なお、そういう点で若干つけ加えさせていただきますが、反省すべき点はないのかということ

月を経過いたしました、市町村のそういった能力

が向上していることは私も非常に信頼しております。そして、そうではないのじゃないか。

では指導側の問題かということも考えました。確かに指導は私も何度か徹底しなきやならぬ。この点については、いろいろやっておりますという言いわけをするつもりは決してございませ

しかし、同時に、きょうまたこういったような問題について御指摘をいただき、また事実が起きましたこととでいろいろ反省しますという、あるいは申告というものを適用要件とするということの方が本当はよかつたのかもしれない。その方が、納税者に不親切なようでありながら、かえつて納税者にはすつきりした制度だったのかもしれないというように反省しております。いろいろそういった点について考えていきたい、こ

○委員長(谷川寛三君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、吉川博君が委員を辞任され、その補欠として松浦孝治君が選任されました。

○委員長(谷川寛三君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(谷川寛三君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、地方交付税法等の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

ることとしております。

地方交付税法では国税三税の収入見込み額の三二%を当該年度に交付すべき交付税としており、収入見込み額の変動による今回の増額分も、当然今年度の交付税に全額上乗せして地方自治体に交付すべきものであります。特に、今年度は、本来交付税で交付すべきものを起債に振りかえた財源対策債を六千五百億円近く発行しており、これは

また、特会借入金返済の問題であります。将来の財政負担を軽減するために必要な措置とはい

そもそも、この特会借入金、オイルショック以来の地方財源不足に対して政府が地方交付税法に基づく交付税率の引き上げや地方財政制度の抜本改革を怠り、かつての二分の一負担ルール等、借金押しつけ政策をとってきた結果生じたもので

したがって、この特会借入金の返済は全額政府の責任で行うべきであり、地方自治体へ責任を転嫁する本改正案にはこの点からも反対であります。

以上、本改正案に反対する理由を述べて、私の討論を終ります。

○委員長(谷川寛三君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(谷川寛三君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。
地方交付税法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(谷川寛三君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(谷川寛三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後一時三十六分散会

(参照)

要望書

沖縄県

左記のことについて、次のとおり要望いたしますので、特段の御配慮をお願いいたします。

電気通信の基盤整備について

要望

ディジタル伝送路等の電気通信の基盤を県内全域に早急に整備されますよう特段の御配慮をお願いいたします。

理由

ディジタル伝送路等の電気通信の基盤整備は、未来型コミュニケーションモデル都市構想(テレピア構想)の円滑な推進に不可欠なものであります。

本県は、昭和六十年三月に県全域がテレピア指定地域に指定され、離島地域高度情報通信システム(離島INS)の構築に取り組んでいるところであります。

したがって、その円滑な推進を図るためには、沖縄本島をはじめ離島におけるディジタル伝送路等の電気通信の基盤を早急に整備する必

要があります。

航空運賃の低減について

要望

本土と沖縄及び県内離島間の航空運賃について、航空旅客に対する通行税の廃止及び円高差益の還元等により、その低減が図られますよう特段の御配慮をお願いいたします。

理由

本県は、本土から遠く離れ、かつ、広大な海域に散在する多くの離島から構成されているため、航空路は観光客のみならず、県民の足として不可欠な生活路線となっております。

したがって、県民生活の安定と観光の振興のため通行税を廃止し、航空運賃の低減を図る必要があります。

また、最近の急激な円高及び原油価格の低下による差益を還元するためにも、航空運賃の低減を図る必要があります。

ディジタル伝送路・果汁の輸入自由化阻止及び沖縄のディジタル生産振興対策について

要望

ディジタル伝送路・果汁の輸入自由化阻止及び沖縄のディジタル生産振興対策について特段の御配慮をお願いいたします。

理由

ディジタル伝送路・果汁を含む農畜産物の輸入制限措置はガット違反であると提訴されるなど輸入自由化・枠拡大等の市場開放要求が強くなっております。

本県においては、ディジタル伝送路を地域の基幹作物として位置づけ、国の保護育成の下に、農業生産基盤の整備等生産振興対策を強力に推進し、農業経営の体質改善を図っているところであります。

このような状況下で、ディジタル伝送路・果汁の輸入自由化が実施されますと本県のディジタル産業は壊滅的な打撃を受けることとなります。

したがって、引き続き保護対策を図るとともに、なお一層の生産振興対策を講じ、ディジタル産業の育成強化を図る必要があります。

勅令貸付国有林野の無償譲渡について

要望

明治四十二年に国から借り受けた林野を無償譲渡されるよう特段の御配慮をお願いいたします。

理由

この勅令貸付国有林野(約四、四四〇ヘクタール)は、旧藩時代の仙山の一部で、明治三十二年に制定された沖縄県土地整理法により国有林野に編入されたものであります。

当時、県は、民有林事業の振興を図る観点から、当該国有林野を明治四十二年勅令第三二二号に基づき、これを無償で借り受け、造林、林道開設等の事業を実施するなど、県基本財産の造成に努めてきたところであります。

当該国有林野の貸借期限が昭和六十四年五月に迫っておりますが、本県民有林事業の振興の拠点とするため、この国有林野の無償譲渡が必要であります。

国立組踊劇場の設置について

要望

沖縄の組踊は、我が国の優れた伝統芸能の一つとして国の重要無形文化財に指定されておりますが、その適正な保存・伝承活動を推進するため、本県に国立組踊劇場を設置されるよう特段の御配慮をお願いいたします。

理由

沖縄の組踊は、昭和四十七年国の重要無形文化財に指定されましたが、文楽等の重要無形文化財についてはそれぞれ国立の専用施設が設置されている中で、組踊については、いまだ専用の施設が設置されておられません。

このため、組踊の伝承活動並びに総合的・体系的な記録保存及び調査研究等に著しい支障を来しているばかりでなく、組踊そのものの存続

さえ楽観を許さない状況にあります。

また、本県には、組踊のほか古典音楽、古典舞踊、沖縄芝居など、組踊にかかわる芸術上価値の高い伝統芸能があり、専用施設の設置はこれらの育成にも大きく資するものであります。

したがって、組踊を中心とした沖縄の伝統芸能の保存及び振興を図るとともに、本県の文化の向上に資する専用の施設として国立組踊劇場の設置が必要であります。

米軍基地の整理縮小、基地の安全管理及び米軍の綱紀粛正等について

要望

日米間で返還合意のあった施設・区域及び地域振興開発上必要な施設・区域について早期返還を促進するとともに、基地の安全管理及び米軍の綱紀粛正等について厳正な措置を講ずるよう特段の御配慮をお願いいたします。

理由

本県における米軍基地は、県土面積の約一パーセントを占め全国における米軍専用基地の約七五パーセントに相当します。このような広大な米軍基地、特に、那覇港湾施設、普天間飛行場及び陸軍貯油施設(浦添市伊祖)宜野湾市伊佐間のパイプライン等は、本県の産業の振興開発及び地域開発の推進に大きな支障を来しておりますので、これらを早期に返還し、米軍基地を整理縮小する必要があります。

また、米軍基地に起因する被害、事故等は、県民の日常生活に種々の影響を与えています。このため、キャンプシュワブ、キャンプハンセンにおける実弾演習の廃止、基地の安全管理及び米軍の綱紀粛正について厳正な措置等を講ずる必要があります。

沖縄戦被災者補償について

要望

沖縄戦における被災者のうち、何らの援護措置も講じられていない戦傷病者、戦没者遺族等に対し、戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「援護法」という)に準ずる措置等を講じていた

きますよう特段の御配慮をお願いいたします。
理由

沖繩戦における被災者のうち、軍人、軍属はもとより一般県民の戦闘協力者も準軍属として現行援護法の適用を受けていますが、その他の沖繩戦一般被災者については何らの措置も講じられていない現状にあります。

本県は、本邦において戦場になつた唯一の地域であり、住民が九十余日にわたる激戦場の真つた中にあつたこと、島しよであつたが故にいかなる努力をしても戦場から離脱できなかったこと、戦闘協力者とそれ以外の者との区別が困難な状況にあつたこと等他県とは全く事情を異にしております。

したがつて、いまだ援護措置が講じられていない沖繩戦一般被災者に対しても援護法に準ずる措置等を講ずる必要があります。

二月四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第一号中「昭和六十二年」の算定については、同年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額は、同年度の一般会計の当初予算に計上された所得税、法人税及び酒税の収入見込額とし、昭和六十一年度における交付税でまだ交付していない額として加算する額は、五千七百六億円とする。」を削り、同項第二号中「六兆千四百四十三億五千五百万円」を「五兆九千三百三十九億三千五百万円」に改め、同条第三項中「千六百六十億円」を「千三百三十億円」に、「千七百七十五億円」を「千三百三十五億

円」に改める。

別表の道府県の項中

3 その他の諸費
(1) 経常経費
(2) 投資的経費

人口 一人につき
人口 一人につき
面積 一平方キロメートルにつき

三、八八〇
二、六五〇
一、二五二、〇〇〇

3 その他の諸費
(1) 経常経費
(2) 投資的経費

人口 一人につき
人口 一人につき
面積 一平方キロメートルにつき

三、八八〇
二、六五〇
一、四九九、〇〇〇

3 その他の諸費
(1) 経常経費
(2) 投資的経費

人口 一人につき
人口 一人につき
面積 一平方キロメートルにつき

九、四六〇
八九六、〇〇〇
三九二、〇〇〇

3 その他の諸費
(1) 経常経費
(2) 投資的経費

人口 一人につき
人口 一人につき
面積 一平方キロメートルにつき

九、四六〇
八九六、〇〇〇
一、九〇〇

改める。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように

改正する。

附則第五条第一項中「六兆千四百四十三億五千五百万円」を「五兆九千三百三十九億三千五百万円」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
昭和六十六年度	三千五百四十一億円
昭和六十七年度	四千六百九十一億円
昭和六十八年度	五千七百六億円
昭和六十九年度	五千五百十二億円
昭和七十年度	五千九百八十八億円
昭和七十一年度	六千四百六十七億円
昭和七十二年度	七千二百八十八億七千万円
昭和七十三年度	七千二百三十二億七千万円
昭和七十四年度	六千六百四十五億円
昭和七十五年度	六千三百九十五億五千五百万円

附則第七条を次のように改める。

(一般会計からの繰入金)
第七条 第四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に、昭和六十二年にあつては三千三百十七億八千万円を、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ千三百三十億円を、昭和六十八年度にあつては千三百三十五億円を加算した額とする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十二年度分の地方交付税から適用する。

二月五日本委員会に左の案件が付託された。

一、暮らしと福祉を守る地方自治に関する請

願(第五六号)(第五七号)(第五八号)(第五九号)(第六〇号)

一、長期官農繼續農地制度等に関する請願(第一二二号)

一、暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願(第一三二号)

一、地方交付税の総額確保と財政調整機能の強化に関する請願(第一四四号)

第五六号 昭和六十三年一月二十日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 京都市山科区西野後藤一七ノ五二
山田三雄 外九百八十二名

紹介議員 神谷信之助君

生活保護や保育を始め国民生活に深く影響のある国の負担金の削減は、昭和六十年度から三箇年にわたって実施され、これによつて負担を軽減された地方自治体は、行政内容の見直しによるサービスの切下げや住民への負担を一層強めている。また、軍事費と大企業向け予算が増大する一方で、老人医療の有料化や医療・年金制度を中心とする福祉・社会保障の改悪によつて、子ども・老人・障害者を始め国民の命と暮らしは脅かされ、国民生活は不安な状態が続いている。地方自治体としても政府の財政再建の犠牲にされている下では、こうした生活破壊から住民生活を守る施策を行う財政的なゆとりもなく、大変困難な状況が続いている。ついでには、こうした国民生活を犠牲にする政府の政策を改めて、軍事費を削つて国民の暮らしの向上を図るため、次の事項について実現を図られたい。

一、住民サービスを切り捨てる地方行革をやめ、暮らしを守る自治体の自主的な仕事を尊重し、財源を保障すること。

第五七号 昭和六十三年一月二十日受理

暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 京都府城陽市富野堀口八三ノ一三
保利美代子 外四百九十九名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第五八号 昭和六十三年一月二十日受理

暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 東京都狛江市和泉本町四ノ七ノ二
七ノ五〇一 増田ヤエ 外四百九十九名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第五九号 昭和六十三年一月二十日受理

暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜丘四ノ七ノ一六
三上武 外四百九十九名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第六〇号 昭和六十三年一月二十日受理

暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ二ノ六〇ノ八
一六 岡澤利夫 外四百九十九名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第一二二号 昭和六十三年一月二十二日受理

長期官農繼續農地制度等に関する請願

請願者 大阪府大東市三住町一〇ノ二九住
道農業協同組合内 小林清次郎
外七百二十二名

紹介議員 斎脱タケ子君

政府は、前川レポートを契機として、内需拡大、地価抑制などを口実に再び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に対する宅地並み課税強化の動きを急速に強めている。そのため、昭和五十七年以來、都市農業存続の最低限の措置として実施されてきた現行の長期官農繼續農地制度まで、改悪しようとしている。このようなことは農民に対する背信行為であるだけでなく、農業のある住みよい

街づくりを願う都市住民の願いに背くものである。第一に、農民にのみ、収益をはるかに上回る税金(固定資産税と都市計画税)を課するのは、とうてい許されないやり方であり、農業を税金によつてやめさせるというのは、憲法が保障する職業の自由を奪うものである。第二に、都市農業は、災害防止、自然環境保全の上で、都市住民に対して大きな役割を果たしており、これをつぶすことは都市環境を悪化させることにはかならない。第三に、都市農業が持つ生鮮食料品等農産物の供給の意義は、いまだに大きい。もともと農地は農耕している限り、農業収益に見合う農地評価、農地課税とすべきものであり、宅地並み課税は撤廃すべきである。ついでには、都市農業の存続発展と農業のある街づくりを進めるため、当面、次の事項について実現を図られたい。

一、現行の長期官農繼續農地制度を継続することによつて、農業のある街づくりを進めること。

第一三二号 昭和六十三年一月二十六日受理

暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市高倉九五四 中村 武雄 外九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第一四四号 昭和六十三年一月二十七日受理

地方交付税の総額確保と財政調整機能の強化に関する請願

請願者 熊本県上益城郡益城町広崎五五八 永田悦雄

紹介議員 沢田 一精君

今日、地方財政を取り巻く環境は、積極的な行財政改革の推進にもかかわらず、巨額の借入金を抱え、公債費等の義務的経費の増高や社会資本の整備充実を図る行政需要の増大などにより一段と厳しい情勢にある。特に地方交付税への依存度が高く、地方税収入に多くを期待できない財政基盤の

脆弱な地方公共団体においては、地域振興のための適切な行財政運営の推進が困難な状況に陥っている。ついでには、地方交付税について、次の事項につき特段の措置を講ぜられたい。

一、地方交付税の総額を確保し、地方財政の充実に図るとともに、特別減額は絶対に行わないこと。

二、地方交付税の配分に当たっては、財政基盤の脆弱な地方公共団体に対する財政調整機能を強化すること。

二月十八日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は二月四日)

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案

昭和六十三年二月二十七日印刷

昭和六十三年二月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局